

26 高教福第 360 号
平成 26 年 7 月 10 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

消防団員として活動する場合の職員の服務等の取扱いについて（通知）

平成 26 年 6 月 13 日に施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 10 条において、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職に関する特例が設けられました。

これに伴う職員の消防団員の兼職、消防団員として活動する場合の職務専念義務の免除及び営利企業等の従事に係る許可について、別添写しのとおり県立学校長あてに通知しましたので参考にしてください。



26 高教福第 360 号
平成 26 年 7 月 10 日

各県立学校長 様

教 育 長

消防団員として活動する場合の職員の服務等の取扱いについて（通知）

平成 26 年 6 月 13 日に施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号。以下「消防団等充実強化法」という。）第 10 条において、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職に関する特例が設けられました。

これに伴う職員の消防団員の兼職、消防団員として活動する場合の職務専念義務の免除及び営利企業等の従事に係る許可については、下記のとおり取り扱うこととしますの
で、職員に周知するとともに適正な取扱いをしてください。

なお、「消防団員として活動する場合の職員の服務の取扱いについて」（平成 15 年 1 月 31 日付け 14 高教職第 2767 号高知県教育長通知）については廃止します。

記

1 消防団員との兼職について

職員が非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、職務の遂行に著しい支障がある場合を除き、兼職を認めるものとする。

この場合における職員の兼職の手続は次のとおり行うこと。

- （1）職員は、非常勤の消防団員として活動しようとする場合には、兼職請求書（別記様式第 1 号）に、当該消防団の消防団長からの依頼書（別記様式第 2 号）を添えて、校長あてに提出すること。
- （2）（1）により兼職請求書の提出を受けた校長は、当該請求書に意見を付し、高等学校課長（特別支援学校にあつては、特別支援教育課長）へ進達すること。
- （3）高等学校課長又は特別支援教育課長は、請求書に付された校長の意見を踏まえ、職員が消防団活動に従事することが職務の遂行に著しい支障がある場合を除き、これを承認することとし、その結果を進達のあった学校を經由して、当該職員に

対して通知すること。

(4) 職員が所属を異動した場合には、(3)により通知された兼職請求書を異動先の校長に提出して確認を受けること。

(5) 当該兼職に係る承認は、高等学校課長（特別支援学校にあつては特別支援教育課長）による専決とする。

2 職務専念義務の免除について

(1) 消防団員との兼職について承認を受けた職員（本通知以前に承認を受けている職員を含む。）が、次の消防団活動を行う場合（公務に支障のない範囲で校長が認めた場合に限り、かつ、②については、勤務時間中に当該消防団活動を行うことが必要かつやむを得ないと校長が認めた場合に限り。）

① 火災、風水害、地震等の災害発生又はその発生への警戒に際して出動する場合

② 消防団長の招集に係る演習、教育訓練及び特別警戒等を行う場合

(2) (1)に該当する場合の承認は、校長による専決とする。

(3) 職員は、勤務時間中に消防団活動に従事する必要が実際に生じた場合には、その都度校長に対して口頭によりその旨を申し出ること。

(4) 校長は、(3)により職員から消防団活動への従事の申し出があった場合、(1)に該当するかどうかを判断のうえ、承認して差し支えないと認める場合には、口頭により承認すること。

なお、(1)②の活動については、校長はあらかじめ職員に、当該活動の目的、日時、場所及び内容等を記載した文書を提出させること。

(5) (4)により職務専念義務の免除を口頭で承認された職員は、活動終了後、職務専念義務免除承認申請書を提出し、校長の確認を受けること。

3 営利企業等の従事に係る許可

消防団等充実強化法第10条第2項の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定に基づく営利企業等の従事に係る許可を要しないこと。

(別記様式第 1 号)

兼職請求書					
高知県教育長		様		年 月 日	
		所属 職名 請求者氏名		印	
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、消防団員の兼職について承認をお願いします。					
記					
1 兼職先		住所			
		消防団名			
		階級名			
2 兼職予定期間		☐ 新規 ☐ 継続 年 月 日から 年 月 日まで			
請求のあった兼職については、 ☐ 承認する。 ☐ 不承認とする。					
年 月 日					
高知県教育長 印					
(注) 職員が勤務時間中に次の消防団活動を行う場合には、県において職員の職務に専念する義務を免除するものとする。ただし、公務に支障のない範囲で校長が認めた場合に限り、かつ、②については、勤務時間中に当該消防団活動を行うことが必要かつやむを得ないと校長が認めた場合に限る。					
① 火災、風水害、地震等の災害発生又はその発生への警戒に際して出動する場合					
② 消防団長の招集に係る演習、教育訓練及び特別警戒等を行う場合					
決裁欄					

※この兼職請求書には、消防団長からの依頼書（別記様式第 2 号）を添付すること。

※校長は、当該請求書に意見を付し、高等学校課長（特別支援学校にあっては、特別支援教育課長）へ進達すること。

(別記様式第2号)

年 月 日

高知県教育長

様

(住 所)

(消防団)

(代表者) 消防団長

印

消防団員の任用について（依頼）

このことについて、下記職員を当消防団の団員（非常勤）に任用（新規・継続）したいので、ご配慮をお願いします。

記

(所属・職・氏名)

(任用期間)

(報酬)